

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市大字安行原字久保二二七 七番一地先から同市大字安行原 字久保一九九八番一地先まで		区 間
一二・〇〇 〃 二二・〇〇	八・九〇 〃 二二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一二三二・九〇		延 長 (メートル)
		備 考